

28江農第2119号  
平成28年5月2日

岐阜県行政書士会  
会長 大橋 一成 様

江南市長 澤田 和延  
(公印省略)

太陽光発電設備を設置する場合の農業振興地域内農用地区域除外申出を行う  
際の基準の策定について (通知)

本市では太陽光発電設備を設置する場合の江南市農業振興地域整備計画における農用地  
利用計画変更(除外)申出を行う際の基準を別紙のとおり6月1日(7月20日受付締切分)  
より施行しますので、各会員の皆様にも周知をお願いします。

また、今後の受付につきましては、以前と同じく年4回(1月、4月、7月、10月)受  
け付けます。締切日は、各月20日(土曜日・日曜日・祝祭日の場合は前日)です。

なお、除外申出をするには、都市計画法や農地法など、他の法令との調整が必要です。詳  
しくは、下記までお尋ねください。

【問合せ】

農政課 農業振興グループ

0587-54-1111 (内線332)

太陽光発電設備を設置する場合の江南市農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（除外）を行う際の基準

---

太陽光発電設備の設置を目的とする農用地区域除外の申出があったとき、次の①・②・③のいずれかの場所に位置する土地については承認できないこととする。ただし、当該設備が地域農業の振興に資する施設と認められる場合を除く。

- ①農地法の立地の許可基準に規定される第1種農地および甲種農地に区分される土地
- ②農用地区域除外の要件「江南市同意基準」の適用を受ける土地
- ③農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない土地

(附則)

この基準は平成28年6月1日より施行する。